

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
会津若松市 喜多方市 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町	2月7日	令和7年2月4日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項 第4号適用
岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町	2月9日		
郡山市	2月10日		